

藤沢市議会会議規則の一部改正について  
藤沢市議会会議規則の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 0 月 8 日提出

|      |         |   |
|------|---------|---|
| 議会議員 | 西       | 智 |
| 同    | 神 尾 江 里 |   |
| 同    | 石 井 世 悟 |   |
| 同    | 佐 賀 和 樹 |   |
| 同    | 柳 沢 潤 次 |   |
| 同    | 須 田 一 行 |   |
| 同    | 吉 松 巳 希 |   |
| 同    | 今 井 みきこ |   |
| 同    | 有 賀 正 義 |   |
| 同    | 原 田 建   |   |
| 同    | 森 井 健太郎 |   |

藤沢市議会会議規則の一部を改正する規則

藤沢市議会会議規則（平成 1 5 年藤沢市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「経ても」の次に「、」を加える。

第 2 1 条第 1 項中「承認を得なければならない。」を「許可を得なければならない。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 2 1 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 3 1 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改め、「用紙を投票箱に投入」を削る。

第 3 3 条に次の 1 項を加える。

4 法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第46条第2項中「ときは、」の次に「議会の承認を得て、」を加える。

第55条中「発言が終」の次に「わ」を加える。

第76条の4第1項中「いう。）は、」の次に「前条の規定により」を加える。

第82条第1項及び第2項中「押印」を削る。

第85条第1項ただし書中「会議に諮って」を「議会の議決で」に改める。

第87条ただし書中「承認」を「許可」に改める。

第88条第1項中「意見を付け」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第89条第1項中「したものについては」の次に「、」を加える。

第90条中「その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第95条の見出し中「決定書の交付」を「決定の通知」に改め、同条中「議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて法第127条第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない」を「法第127条第1項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める」に改める。

第97条中「もの」を「物」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第104条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第105条の見出し中「議場」を「議長」に改める。

第107条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第107条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第113条を第115条とし、第7章中同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第113条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長の定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長の定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第22条、第78条及び第84条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電

子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長の定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。  
（電磁的記録による作成等）

第114条 この規則の規定（第30条第1項（第73条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長の定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

この規則を提出したのは、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴う標準市議会会議規則の一部改正を踏まえ、議会に係る手続についてオンライン化に対応する等の必要による。